

令和8年度東串良町会計年度任用職員募集要項

令和8年度「会計年度任用職員台帳」への登録の受付を行います。

登録者の中から、条件に合致する方を選考し、会計年度任用職員として任用します。

※ 登録されても、必ず任用されるとは限りません。また、登録後に連絡がない場合がありますので、予めご了承ください。

1. 募集受付期間

令和7年12月11日（木）～ 令和8年1月16日（金）

2. 勤務条件及び職務内容等

別紙のとおり（勤務条件や職務内容については、若干の変更がある場合があります。）

3. 応募資格

(1) 募集職種の資格要件等（別紙参照）を満たす方

(2) 地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 学校事務補助職、司書補、特別支援員、学習支援員、幼稚園事務補助職、幼稚園教諭の業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、東串良町の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとします。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙の誓約書の裏面に記載しています。

4. 応募方法

「東串良町会計年度任用職員登録申込書登録申込書」及び「誓約書（学校事務補助職、司書補、特別支援員、学習支援員、幼稚園事務補助職、幼稚園教諭のみ）」を役場総務課へ郵送または直接提出

※ 応募書類等については、町ホームページからダウンロードしていただくか、役場総務課でお受け取りください。

5. 任用までの流れ

- (1) 募集申込書を提出いただきますと、東串良町会計年度任用職員台帳に登録されます。
- (2) 各課等において、会計年度任用職員が必要となった場合、台帳登録者の中から書類選考を行います。
- (3) 書類選考を通過された方は面接を行い、勤務条件、職務内容等について説明いたします。
- (4) 採用となりましたら、出勤初日に「任用通知書」を受け取り勤務していただきます。

6. 服務

- ・地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。